明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一〇四）　一
○指定事業者の住所を変更した件（**経済産業・国土交通・環境**六四）　二
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**同**六五～七八）　四
○届出事業者の氏名又は名称を変更した件（**同**七九）　五
○少数生産車の型式を承認した件（**同**八〇～八二）　五
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（**同**八三）　六
○承認事業者の氏名又は名称を変更した件（**同**八四）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
平成二十八年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、日本弁護士連合会裁決関係　五一
地方公共団体
行旅死亡人関係　五一
会社その他
会社決算公告　五一

告示

○文部科学省告示第百四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月三日

文部科学大臣　松野　博一